人事院は、 国家公務員法に基づき、 人事院規則一〇一四 (職員の保健及び安全保持) の一部改正に関し次

の人事院規則を制定する。

平成二十一年十一月二十七日

人事院総裁 江利川 毅

人事院規則一〇一四一一七

人事院規則一〇― 应 (職員の保健及び安全保持) の一部を改正する人事院規則

人事 院規則一〇—四 (職員の保健及び安全保持) の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「、 次条、第二十一条の二及び第二十四条の二」を「、次条第二項第二号及び第二十一

条の二」に改める。

第二十条第一項中「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の健康診断は、次に掲げるものとする。

すべての職員 (人事院の定める非常勤職員を除く。第二十四条の二において同じ。)に対して行う一

般定期健康診断

別表第三に掲げる業務に現に従事し、又は同表に掲げる業務で人事院の定めるものに従事したことの

ある職員に対して行う特別定期健康診断

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

(人事院規則一〇一五の一部改正)

人事院規則一〇一五 (職員の放射線障害の防止)の一部を次のように改正する。

2

第二十六条第一項中「第二十条第二項」を「第二十条第二項第二号」に改める。